

平成26年11月11日

麻生太郎 副総理兼財務金融担当大臣 様

福岡県議会議員 神崎 聡

国においては、深刻さを増す鳥獣被害に対して、各種施策を実施されているところですが、

特に、平成25年度から実施されている「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業」は、市町村の緊急捕獲等計画に基づく捕獲に対し、頭数に応じた捕獲活動経費等の助成を行っており、地域の捕獲数の向上に大きく寄与しています。事業実施主体である市町村が捕獲個体の確認を行う際には、現地確認が困難な場合において、捕獲個体又はその部位による確認ができるものとされています。

この事業において事業実施主体である市町村が捕獲個体を確認する際には、現地確認が困難な場合において、捕獲個体又はその部位による確認ができるものとされています。

具体的には、獣類にあつては原則として尾、両耳及び牙とされているが、捕獲個体の状況等に応じて適切に取り扱うものとされており、既に牙については確認部位から除くことが認められています。

一方、捕獲現場における捕獲個体の確認については、確認した尾を市町村が回収・処理していることから、尾のみの確認で不正防止が図られると想定されません。

この尾のみの確認については、国は、尾のみで確認できるのではあれば、両耳は除くことが認められるが、その理由については、事業実施主体で整理しておくこと判断されています。この様な曖昧な表現から、下記のとおり各県の確認状況に差があることから、混乱を生じている地域があります。

このようなことから以下のことを要望します。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の捕獲個体の確認部位として尾として統一すること

○九州各県の状況

確認部位	県数(県名)
尾のみ	2(大分、宮崎)
耳・尾だが耳の除外は市町村判断	2(長崎、熊本)
耳、尾	1(佐賀)